

Ⅶ. 規 則 等

(1) 履修に関する細則

第一条 学生は、教養科目・専門教養科目の中から所定の科目を履修しなければならない。

第二条 学生は、前期・後期の所定の期日までにこの履修細則に従い、その年度において履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。

第三条 授業科目に対する単位数は原則として次の基準によって計算する。

(1) 講義に対しては15時間を1単位とする。

(2) 外国語及び演習は30時間を1単位とする。

ただし、「情報機器演習」は、15時間を1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技は、45時間を1単位とする。

ただし、「体育実技」は、30時間を1単位とする、「保育・教職実践演習（幼稚園）」は、15時間を1単位、「教育実習」は40時間を1単位とする。

第四条 卒業するためには前条に従って決定された単位を少なくとも64単位以上を修得しなければならない。

第五条 教養科目8単位以上・専門教育科目48単位以上を修得しなければならない。

第六条 1年間に履修できる単位数は、50単位とする。

第七条 必修科目と選択科目の区別は、別表による。

各学年科目及び各授業科目の単位数は都合により増減することがある。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年4月以前の入学生については、第三条第3号の改正規定は適用しない。

附則

この細則は、令和6年4月1日より施行する。

(2) 試験に関する細則

第一条 学科目の修得は、原則として当該学科目の授業科目の筆記試験または報告書の成績を考査して定める。ただし、授業科目によっては筆記試験を行わず、口答試験・実技試験・平素の成績等により認定することができる。

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験等（卒業再試験、実技認定指導、追試験、再試験を含む）を受けることができない。（受験無資格者）

(1) 履修細則の定めるところにより、試験等を受けようとする授業科目を、その年度において登録していないとき。

(2) 各授業科目の授業回数に、原則として三分の二以上出席していないとき。

(3) 定められた期日までに授業料その他納入金を完納していないとき。

第三条 授業評価の成績判定は、秀・優・良・可・不可の評語をもって示す。

ただし、同一授業科目を同時に複数の教員が担当する場合は、担当教員の合議により評語をもって示す。

第四条 前条の成績評点は次の基準による。

秀	100点から90点まで
優	89点から80点まで
良	79点から70点まで
可	69点から60点まで
不可	59点以下

可以上を合格とし、当該科目の所定の単位を与える。

2 既に修得した授業科目を再度履修した場合は、当該授業科目の試験等を受けることができる。

第五条 授業科目の成績は成績通知表をもって学生に通知する。

第六条 病気、その他やむを得ない事由により受験することができない者は、あらかじめ試験当日までに教務課に欠試験を提出しなければならない。

前項の者に対しては追試験を行う。

追試験の願い出は、病気の場合は医師の診断書を、その他やむを得ない事由の場合には証明書を添え、保証人連署をもって（所定の様式に）、試験終了後2日以内に教務課に提出しなければならない。

第七条 試験などの結果、不合格となった授業科目については、実技認定指導と再試験を行うことがある。

第八条 卒業時に単位不足となった者に対し、卒業再試験（実技認定指導含む）を行うことがある。

実施科目は学長が認めた科目のみとし、卒業再試験の実施可能科目数は2科目以内、卒業再試験にて認定可能な単位数は4単位以内とする。教授会は、学長が卒業再試験の実施の要否、実施科目についての決定をおこなうに当たり意見を述べるものとする。

第九条 追試験・再試験・実技認定指導・卒業再試験の実施を希望する学生は、所定の期日までに教務課に申請書を提出しなければならない。追試験・再試験・実技認定指導・卒業再試験の時期及び方法はその都度定める。

第十条 追試験・再試験・実技認定指導・卒業再試験の料金は次のとおりとする。

ただし、既に納めた受験料はこれを返還しない。

（追試験）	1科目につき、1,000円とする。
（再試験）	1科目につき、2,000円とする。
（実技認定指導）	1科目につき、5,000円とする。（一部科目3,000円）
（卒業再試験）	1科目につき、5,000円とする。

第十一条 試験において不正行為をなした者に対しては当該科目を判定しない。

(3) 試験実施細則

- 1 受験者は、受験中常に学生証を机上におき、監督者の閲覧に供さねばならない。
- 2 試験開始後 20 分以上を経過した遅刻者は、原則として入場を許さない。
- 3 試験開始後 30 分を経過しなければ退場を許さない。
- 4 受験に不必要な物品は、監督者の指示する所定の位置におかねばならない。
- 5 試験中、受験者が監督者の指示または注意事項を遵守しない場合は、監督者は受験者の退場を命ずることができる。
- 6 試験場で退場する者は、必ず試験答案を監督者の指示する所定の場所において退場しなければならない。
- 7 試験場を一度退場した者は、監督者より特別の許可ある場合を除き、入場することができない。
- 8 前各行の項目に違反した受験者は、当該試験科目及び、その学期の当該試験科目までの全ての試験科目の答案を無効とする。また、その学期の当該科目以降の試験科目は、別室受験とする。なおこの規定はレポートおよび実技によって判定する科目には適用しない。
- 9 前項によって無効とされた科目及び棄権した科目については、追試験・再試験を受験することはできない。

(4) GPA 制度に関する細則

(目的)

第一条 この細則は、中九州短期大学（以下、「本学」という。）における Grade Point Average（以下、「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、成績評価を厳格なものとし、修学指導に活用することを目的とする。

(評価と GP)

第二条 学生が履修した授業成績の評語及び Grade Point（各評価に与えられる数値。以下、「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語（成績評点）	GP
秀（90～100点）	4
優（80～89点）	3
良（70～79点）	2
可（60～69点）	1
不可（59点以下）	0

(GPAの種類と算出方法)

第三条 GPAは、当該学期の学習成果を示す指標としてのGPA（以下、「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学習成果を示す指標としてのGPA（以下、「通算GPA」という。）の二種類とする。

2 学期GPAと通算GPAの計算式は次の各号に定めるところとし、算出された数値の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

(1) 学期 GPA

学期 GPA

$$= \frac{\text{当該学期の（4} \times \text{「秀」の単位数} + 3 \times \text{「優」の単位数} + 2 \times \text{「良」の単位数} + 1 \times \text{「可」の単位数）}}{\text{当該学期の総履修単位数}}$$

(2) 通算 GPA

通算 GPA

$$= \frac{\text{全期間の（4} \times \text{「秀」の単位数} + 3 \times \text{「優」の単位数} + 2 \times \text{「良」の単位数} + 1 \times \text{「可」の単位数）}}{\text{全期間の総履修単位数}}$$

(対象授業科目)

第四条 中九州短期大学学則第八条2項に掲げるすべての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

(成績不振者への指導)

第五条 学期GPAおよび通算GPAが1.50未満の学生は成績不振者として、指導教員より注意および指導を行う。また、必要に応じ保護者への報告を行うものとする。

(5) 既修得単位・資格等の単位認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中九州短期大学（以下「本学」という）学則における第16条に関する単位認定について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とすることができる単位・資格等)

第2条 単位認定の対象とすることができる単位等は、次の各項に定めるものとする。

2 本学学則第16条の2に規定する、学生が他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位のうち、教育上有益かつ本学で修得したものとして認定するもの。

3 本学学則第16条の3に規定する、学生が本学入学前に取得している、または本学在学中に取得した資格のうち、教育上有益かつ本学で修得したものとして認定するもの。対象となる資格、単位数、成績評価については別に定める。

4 本学学則第16条の4に規定する、本学と単位互換協定のある大学および短期大学において修得した単位のうち、教育上有益かつ本学で修得したものとして認定するもの。対象となる授業科目、単位数、成績評価については別に定める。

(単位認定の上限及び認定された単位の扱い)

第3条 前条にて本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる単位数は次の各項に定めるものとする。

- 2 第2条第2項にて修得したとみなすことができる単位数は30単位を超えない。また、第2条第2項にて修得したとみなすことができる単位は、1年間に履修できる単位数上限である50単位内には算入されないが、卒業に必要な単位の中に算入することができる。
- 3 第2条第3項および第4項にて修得したとみなすことができる単位数は合計して30単位を超えない。第2条第3項にて修得したとみなすことができる単位は、1年間に履修できる単位数上限である50単位内には算入されないが、卒業に必要な単位の中に算入することができる。第2条第4項にて修得したとみなすことができる単位は、1年間に履修できる単位数上限である50単位内には算入されないが、15単位を上限として、卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(申請手続き)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という）は、次の各項に定める申請手続きをとるものとする。

- 2 第2条第2項に定める単位認定を受けようとする申請者は、原則、入学までに、本学所定の書類を添えて、教務課を経て学長に申請するものとする。
- 3 第2条第3項および第4項に定める単位認定を受けようとする申請者は、定められた期間に、本学所定の書類および公的な証明書の原本を添えて、教務課を経て学長に申請するものとする（提出された公的な証明書の原本は申請者に返却する）。

(審査)

第5条 教務課長は、前条の申請があったときは、教務委員会にて審査する。

(単位認定)

第6条 単位認定は、教務委員会での審査に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学長が行う。

- 2 大学は、必要に応じて申請者に対し試問を行い、必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 単位認定の結果は、本学教務課から申請者に対して通知するものとする。

(事務)

第8条 単位認定に関し必要な事務は、教務課において行う。

(所管)

第9条 この細則の所管は、教務課とする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、教務委員会と教授会での協議ののち、学長が行う。

附則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1：単位認定の対象とする技能審査名と認定対象授業科目

資格			単位認定科目(単位数)	認定成績 評価
名称	主催者	級等		
Microsoft Office Specialist	マイクロソフト	Word, Excel の同時取得	コンピュータリテラシー(2)	秀
		Power Point	コンピュータ概論(2)	秀
実用英語技能検定	(公財)日本英語検定協会	準2級以上	英会話Ⅰ(2)	秀
			英会話Ⅱ(2)	秀
			英語基礎(2)	秀
			英語応用(2)	秀
TOEIC	(一財)国際ビジネス コミュニケーション協会	600点以上	英会話Ⅰ(2)	秀
			英会話Ⅱ(2)	秀
			英語基礎(2)	秀
			英語応用(2)	秀
簿記検定	日本商工会議所	3級以上	簿記(2)	秀
			簿記演習(2)	秀
医療事務技能審査試験 (メディカルクラーク)	(一財)日本医療教育財団	合格	医療事務(2)	秀
建築CAD検定試験	(一社)全国建築CAD連盟	3級以上	建築CAD(1)	秀
色彩検定	(公社)色彩検定協会	3級以上 またはUC級	色彩学(2)	秀
ファイナンシャル・プランニング 技能検定	(一社)金融財政事情研究会、 (NPO法人)日本FP協会	3級以上	ファイナンシャル・プランニングⅠ(1)	秀
			ファイナンシャル・プランニングⅡ(1)	秀
			ファイナンシャル・プランニングⅢ(1)	秀
障がい者スポーツ指導員	(公)日本パラスポーツ協会	初級以上	障害総論(2)	秀

(6) 教職課程の履修方法

① 幼稚園教諭二種免許状

第一条 幼稚園教諭二種免許状を取得するものは、次の(1)(2)の条件を充たすよう単位を修得しなければならない。

(1)教育実習時以前に課せられた必修単位をすべて修得したものでなければならない。

(2)学則第十二条に規定する単位のほか、教育職員免許法および同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

【教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目区分等			授業科目		単位数	
	各科目に含めることが必要な事項	単位数			必	選
指導域及び保育に関する内容の科目	領域に関する専門的事項	20	こどもと健康	1		
			こどもと人間関係	1		
			こどもと言葉	1		
			こどもと表現Ⅰ		1	
			こどもと表現Ⅱ		1	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)		保育内容【健康】	1		
			保育内容【人間関係】	1		
			保育内容【環境】	1		
			保育内容【言葉】	1		
			保育内容【表現Ⅰ】		1	
			保育内容【表現Ⅱ】		1	
			保育内容指導法A	1		
			保育内容指導法B	1		
			教育の科目の基礎的理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	12	教育原理
教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	保育者論	2				
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2				
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	保育の心理学	2				
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解。	特別支援教育論	1				
教育課程の意義及び編成の方法	保育・教育課程論(計画と評価)	2				
(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育内容総論	1				
談指導徳法総合的及び生徒学習の指導、教育等	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論	2		
	幼児理解の理論及び方法		保育臨床相談	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法					
関教育の実践科目	教育実習(学校インターンシップ〈学校体験活動〉を2単位まで含むことができる。)	5	教育実習指導	1		
	教育実習		4			
	教育実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			36	単位
		・教員の免許状取得のための必修科目			0	単位

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

教育職員免許法施行規則に規定する科目	授業科目	単位数	
		必	選
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	体育実技	1	
	体育講義	2	
外国語コミュニケーション	外国語コミュニケーション	2	
情報機器の操作	情報機器演習	1	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		8単位

(7) 資格取得のための履修方法

① 介護福祉士国家試験受験資格

第一条 介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」に規定された以上の単位を取得しなければならない。

教 育 内 容		時間	本学における開設科目	形式	単位	時間
人 間 と 社 会	人間の尊厳と自立	30	社会福祉概論	講義	2	90 分×15 回
	人間関係とコミュニケーション	30	人間関係とコミュニケーションⅠ	演習	1	90 分×15 回
			人間関係とコミュニケーションⅡ	演習	1	90 分×15 回
	社会の理解	60	社会の理解Ⅰ	講義	2	90 分×15 回
			社会の理解Ⅱ	演習	1	90 分×15 回
	選択（4 教科以上）	120	法学Ⅰ	講義	2	90 分×15 回
			法学Ⅱ	講義	2	90 分×15 回
			地域福祉論	講義	2	90 分×15 回
			心理学	講義	2	90 分×15 回
	小 計	240				
介 護	介護の基本	180	介護基本Ⅰ	講義	4	90 分×30 回
			介護基本Ⅱ	演習	1	90 分×15 回
			介護基本Ⅲ	講義	4	90 分×30 回
			介護基本Ⅳ	演習	1	90 分×15 回
			介護基本Ⅴ	演習	1	90 分×15 回
			介護基本Ⅵ	演習	1	90 分×15 回
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	演習	1	90 分×15 回
			コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	90 分×15 回
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	講義	2	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅱ	演習	1	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅲ	演習	1	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅳ	講義	2	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅴ	演習	1	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅵ	演習	1	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅶ	講義	2	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅷ	講義	2	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅸ	演習	1	90 分×15 回
			生活支援技術Ⅹ	講義	2	90 分×15 回
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	演習	1	90 分×15 回
			介護過程Ⅱ	演習	1	90 分×15 回
			介護過程Ⅲ	演習	2	90 分×30 回
			介護過程Ⅳ	演習	1	90 分×15 回

	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	演習	1	90分×15回
			介護総合演習Ⅱ	演習	1	90分×15回
			介護総合演習Ⅲ	演習	1	90分×15回
			介護総合演習Ⅳ	演習	1	90分×15回
	介護実習	450	介護実習Ⅰa	実習	2	90時間
			介護実習Ⅰb	実習	2	90時間
			介護実習Ⅰc	実習	2	90時間
			介護実習Ⅱ	実習	4	180時間
	小計	1260				
	こころとからだのしくみ	60	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2	90分×15回
			発達と老化の理解Ⅱ	演習	1	90分×15回
		60	認知症の理解Ⅰ	講義	2	90分×15回
			認知症の理解Ⅱ	演習	1	90分×15回
		60	障がい理解Ⅰ	講義	2	90分×15回
			障がい理解Ⅱ	演習	1	90分×15回
		120	からだのしくみⅠ	講義	2	90分×30回
			からだのしくみⅡ	講義	4	90分×15回
			からだのしくみⅢ	講義	2	90分×15回
		小計	300			
医療的ケア	医療的ケア	50	医療的ケア概論Ⅰ	講義	2	90分×15回
			医療的ケア概論Ⅱ	講義	2	90分×15回
			医療的ケア概論Ⅲ	講義	1	90分×10回
			医療的ケア演習	演習	1	90分×15回
	小計	50				
総合計		1850				

(平成26年度入学生より適用)

② 保育士資格

第一条 保育士資格の取得にあたっては「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成22年厚生労働省告示

第278号）に従って、次の(1)～(4)の条件を満たすよう単位を修得しなければならない。

- (1) 専門必修科目 「告示別表第1による教科目」 52単位
- (2) 専門選択必修科目 「告示別表第2による教科目」 9単位以上
- (3) 教養科目 「外国語及び体育に関する科目」を含め教養科目全体で8単位以上
- (4) 総単位数 69単位

1. 「告示別表第1による教科目」

告示別表第1による教科目				指定保育士養成施設における教科の開 設状況等		
系列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設さ れている教科目	授業形態	単位数
る 科 目 保育の本質・目的に関する	保 育 原 理	講義	2	保 育 原 理	講義	2
	教 育 原 理	講義	2	教 育 原 理	講義	2
	子ども家庭福祉	講義	2	こども家 庭 福 祉	講義	2
	社 会 福 祉	講義	2	社 会 福 祉	講義	2
	子ども家庭支援論	講義	2	こども家庭支援論	講義	2
	社 会 的 養 護 I	講義	2	社 会 的 養 護 I	講義	2
	保 育 者 論	講義	2	保 育 者 論	講義	2
科 目 保育の対象の理解に関する	保 育 の 心 理 学	講義	2	保 育 の 心 理 学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1	こどもの理解と援助	演習	1
	こ っ も の 保 健	講義	2	こ っ も の 保 健	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2	こどもの食と栄養	演習	2
保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論（計画と評価）	講義	2
	保 育 内 容 総 論	演習	1	保 育 内 容 総 論	演習	1
	保 育 内 容 演 習	演習	5	保育内容【健康】	演習	1
				保育内容【人間関係】	演習	1
				保育内容【環境】	演習	1
				保育内容【言葉】	演習	1
				保育内容【表現Ⅱ】	演習	1
	保育内容の理解と方法	演習	5	こ っ も と 健 康	演習	1
				こ っ も と 人 間 関 係	演習	1
				こ っ も と 言 葉	演習	1
				こ っ も と 表 現Ⅰ	演習	1
				こ っ も と 表 現Ⅱ	演習	1
	乳 児 保 育 I	講義	2	乳 児 保 育 I	講義	2
	乳 児 保 育 II	演習	1	乳 児 保 育 II	演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	こどもの健康と安全	演習	1
	障 害 児 保 育	演習	2	障 害 児 保 育 A	演習	1
				障 害 児 保 育 B	演習	1

	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1
保育 実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2
総合 演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2
合 計		52 単位		合 計	52 単位	

（令和４年度入学生より適用）

2. 「告示別表第2による教科目」

別表第2による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設 されている科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
保育の本質・ 目的に関する 科目	各指定保育士養成施設において設立	15 単位 以上	15	障害総論	講義		2	2	この うち 6単 位以 上を 選択 必修
保育の対象の 理解に関する 科目				臨床心理学	演習		2	2	
				こどもの発達障害	演習		1	1	
保育の内容 方法に関する 科目				保育現場の人間関係	演習		1	1	
				保育現場のこどもと遊び	演習		1	1	
				基礎音楽	演習		2	2	
				教育方法論	講義		2	2	
				特別支援教育論	演習		1	1	
				保育内容指導法	演習		2	2	
				保育内容【表現Ⅰ】	演習		1	1	
				こどもの音楽遊び	演習		1	1	
				こどもの造形遊び	演習		1	1	
				こどもの遊びと運動学	演習		1	1	
保育実習	保育実習Ⅱまたは 保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習		2	2	} ☆
				保育実習Ⅲ	実習		2	2	
	保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1	} ★
				保育実習指導Ⅲ	演習		1	1	
合 計		開設18単位以上				0	24	24	
				24単位（≧18単位）					

【本学規定】

「保育実習系列以外科目」6単位以上

「保育実習」（☆または★）3単位

「合計」9単位以上 修得

（平成31年度入学生より適用）

☆または★のいずれかを選択必修

3. 「教 養 科 目」

告示による教科目				当該養成施設における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設 されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
教 養 科 目	外国語、体育 以外の科目	不問	開設 6以上	人間研究	講義		2	2	必修 この うち 4単 位を 選択
				文学	講義		2	2	
				心理学	講義		2	2	
				日本国憲法	講義		2	2	
				情報機器演習	演習		1	1	
				海外研修	実習		2	2	
	外国語	演習	開設 2以上	外国語コミュニケーション	演習		2	2	
				英会話	演習		2	2	
	体育	講義	2	体育講義	講義		2	2	
		実技	1	体育実技	実技	1		1	
合 計		開設 10単位以上			1	17	18		
			18単位（≧10単位）						

【本学規定】

「外国語、体育以外科目」4単位以上 「外国語」2単位以上

「体育」2単位 「合計」8単位以上

（平成27年度入学生より適用）

第二条 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習施設 (第1欄)	履修方法 (第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設における 概ねの実習日数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び（A）に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

(8) 中九州短期大学特待生規程

第一条 学則第46条に準拠し、この規程を設ける。

第二条 特待生は、次の基準に拠り選考する。

(1) 第一年次特待生

入学年度の学生募集要項に拠る。

(2) 第二年次特待生

第一年次の学業成績、その他に拠る。

第三条 前条第2号の選考は、学科会議において候補者を選出し、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第四条 特待生は、次の特典を受ける。

(1) 第一年次特待生

授業料、施設設備費の免除（全額または一部）。

(2) 第二年次特待生

授業料、施設設備費の免除（全額または一部）。

第五条 特待生の期間は、次の通りとする。

(1) 第一年次特待生

入学年度4月より原則として翌年3月までの1年間とする。

(2) 第二年次特待生

4月より翌年3月までの1年間とする。

2. 学則第47条の懲戒処分（譴責、謹慎、停学及び退学）を受けた場合は、前項の期間内といえども、学長は取り消しの決定を行うことができる。教授会は取り消しの決定について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3. 第一年次からの特待生については、学則第47条の懲戒処分（譴責、謹慎、停学及び退学）を受けた場合、又は1年次の2月末時点で成績が確定している科目のGPAが3.0未満の場合一年次の学業成績が著しく劣る場合、二年次での特待生を学長は取り消しの決定を行うことができる。教授会は取り消しの決定について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(9) 科目等履修生および単位互換履修生に関する細則

第一条 この細則は、本学学則第四十条にもとづき、科目等履修生および単位互換履修生に関して必要な事項を定める。

第二条 科目等履修生の資格は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があるもの。
- (2) 社会人としての経験もあり、本学の講義を十分に理解できるもの。
- (3) 単位認定を希望するものは、高等学校卒業またはこれに準ずるもの。
- (4) 高大連携の協定を結んだ高等学校で、高等学校長が推薦するもの。

第二条の二 単位互換履修生の資格は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 本学と単位互換協定のある大学及び短期大学の学生で、本大学の授業科目の履修を希望し、所定の手続きを行っているもの。
- (2) 教授会の議を経て、単位互換履修生として許可されたもの。

第三条 科目等履修生を希望する者は学年又は学期の開始前に所定の科目等履修生願に必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

第三条の二 単位互換履修生を希望する者は所定の時期までに所定の単位互換履修願に必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

第四条 科目等履修生は、本学の学生収容能力に余力がある場合に限り、学長が許可する。

教授会は、学長が許可するに当たり、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。ただし、幼稚園免許状及び保育士資格に関する科目については、幼児保育学科において受け入れの可否についての審査を行う。

第五条 科目等履修生として許可された者は、許可された日から一週間以内に所定の受講料を、一括して納入しなければならない。納入したものは返還しない。

第六条 所定の手続きが終了した者には、科目等履修生証または単位互換履修生証を発行する。登学の際はこれを携帯していなければならない。

第七条 科目等履修生および単位互換履修生は本学が開講する科目を受講することができる。ただし単位

互換履修生が受講できる科目は協定において定められたものに限る。次の科目の受講は本学卒業生に限る。また実習の受講を希望する者は、併せて該当する科目の実習指導に出席しなければならない。実習指導の単位を取得済みの者が実習指導に出席する場合の受講料は不要とする。

(1) 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

(2) 教育実習(教育実習指導)

第八条 科目等履修生が一年間に履修できる単位は24単位以内とする。なお演習科目については本科生の履修を優先する為、科目等履修生の履修を制限する場合がある。

2 ただし認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の特例制度における対象科目受講者に限っては、一年間に受講できる科目は8科目以内とする。またこの規定(第8条2)は令和7年3月をもって失効する。

第八条の二 単位互換履修生が履修できる単位は15単位を上限とする。なお演習科目については本科生の履修を優先する為、単位互換履修生の履修を制限する場合がある。

第九条 科目等履修生および単位互換履修生は、本学が実施する定期試験を受験できる。試験の実施については本学「試験に関する細則」による。

第十条 科目等履修生および単位互換履修生から、願い出があれば成績証明・単位修得証明を発行する。ただし有料とする。料金は別に定める。

第十一条 本人の都合により受講を中止する場合は、その旨すみやかに教務課に届け出なければならない。

第十二条 科目等履修生および単位互換履修生で、次のいずれかに該当する時は、学長がその資格を取り消すことがある。

(1) 出席状況が不良で修学の見込みのないもの。

(2) 本学の学生に悪影響を及ぼすと認められたもの。

第十三条 科目等履修生の検定料・受講料・認定料については別に定める。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日より施行する。

科目等履修生の納付金に関する細則

検定料 10,000円

入学金 10,000円

受講料（1科目） 10,000円

実習費（2単位） 25,000円

ただし、本学卒業生は入学金を免除する。また高大連携の協定を結んだ高等学校の受講生は無料とする。

(10) 中九州短期大学学友会会則

第一章 総 則

第一条 本会は、中九州短期大学学友会と称し、本部を本学内に置く。

第二条 本会は、学生の自主活動機関であって、教職員と協力し、会員の親睦と健全なる人格と文化の向上をはかると共に、本学の発展、向上に資することを目的とする。

第三条 本会は、正会員と特別会員により構成される。学生を正会員とし専任教職員を特別会員とする。

第二章 会 議

第四条 第二条の目的を達成するため、本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 代議委員会
3. 学級会
4. 執行委員会

第五条 総会は、会長の承認を経て議長団がこれを招集する。

2 総会は、正会員の過半数の出席を必要とし、その3分の2以上の賛成によって議決される。

3 総会は、本会則の改正及び諸規定の承認・予算案および決算の承認・学友会役員の承認・その他の重要事項を審議・決定する。

4 定例学生大会は、年2回5月、12月に行う。

第六条 代議委員会は、代議委員及び執行委員をもって構成し、本会運営に必要な事項を審議・決定する。代議委員会の決議事項については、会長の承認を経て執行するものとする。

第七条 学級会は、コース・クラス会員をもって構成し、代議委員会に提出する意見をまとめ、各自協力して円滑に運営する。

第八条 執行委員会は、執行委員をもって構成し、一切の方針・計画を執行する。

第九条 特別実行委員会は、学友会行事を円滑に進めるため、特別に代議委員会又は執行委員長の任命により実行委員を選出する。

第三章 役 員

第十条 本会には次の役員を置く。

1. 学友会会長……学長がこれにあたる。学友会の行事・運営は会長の承認を必要とする。
2. 学友会顧問……特別会員の中より会長がこれを委嘱し、学友会の行事・計画・運営の相談に当たらせる。
3. 代議委員……学級会において6月に2名ずつ選出する。
4. 執行委員……
 - 執行委員長 1名 ○ 副委員長 2名
 - 文化委員 1名 ○ 体育委員 1名
 - 厚生委員 1名 ○ 会計委員 2名
 - 企画委員 2名 ○ 特別実行委員（必要時）
5. 執行委員長……執行委員長は、正会員の中から互選し、学友会行事・計画を総理し他の各部を統轄する。
6. 執行副委員長……委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。
7. 他の執行委員も正会員の中より互選し、次の事業（務）を分担し、執行委員長を補佐する。
 - 文化委員……文化各部を統轄し、各文化活動を総括する。体育委員……体育各部を統轄し、各体育活動を総括する。
 - 厚生委員……会員の健康管理及びその他の厚生業務を総括する。
 - 会計委員……会費の徴収及び会計事務一切の業務を担当し、本会の財政管理に当たり、収支を明細にし、年度末に決算報告を行う。
 - 企画委員……特定の目的を遂行するために必要な活動を計画する。
8. 議 長 団……議長1名、副議長1名、書記1名で構成し、代議委員会において正会員より推薦し、総会及び代議委員会の議事に当たる。
9. 会計監査委員は代議委員会において2名推薦し、学友会の会計監査の業務に当たる。

第十一条 各委員は、それぞれの事業を行うため補佐を設置することができる。

第十二条 役員の任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。

第四章 会員の権利及び業務

第十三条 正会員は次の権利・業務を有する。

1. 会員は、本会の利益を受ける権利を有する。

2. 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を受ける権利を有する。
3. 本会の会費を納入する義務、予算案及び決算の報告を受ける権利を有する。
4. 規約を遵守し、又、決定事項、その他本会の秩序を守る義務を有する。
5. その他、本会の健全なる発展のために協力する義務並びに本会則に定められた権利・義務を有する。

第五章 会 計

第十四条 学友会の経費は、本会の運営並びに諸活動のために支出される。

第十五条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十六条 本会の運営に要する経費は、正会員の納入する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

第十七条 本会の会費は、総会において決定し、各学年始めの授業料と共に納入する。

一度徴収したものは、いかなる理由があっても、これを返還しない。

2 本会の現金保管は、本学事務局に委任する。

第十八条 臨時に特別な経費を必要と認めた場合は、代議委員会において審議し、会長の承認を経て徴収する事ができる。

第六章 補 則

第十九条 学友会運営及び各機関の細則は、必要に応じて補足していくものとする。

第二十条 本会則の改正は、代議委員会の2分の1以上の要求があった場合、及び、全会員の5分の1以上の連署による要求がある場合は総会に改正案を提出し、出席正会員の3分の2以上の承認を得て改正する。

第二十一条 本会則に明記されていないものは、そのつど代議委員会において審議し、会長の承認を経て執行する。

附 則 本会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 本会則は、昭和57年4月1日から施行する。